世田谷区保育の質ガイドライン(案)

~子どもが輝く 参加と協働のまち せたがや を実現するために~

1.ガイドラインの位置づけ

このガイドラインは、保育所保育指針(保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定めた指針)に基づき、世田谷区が考える「子どもを中心とした保育」を実践するための指針です。

世田谷区保育理念や保育方針など、世田谷区の保育に対する基本的な考え方や、今後さらに大切に考えていくことを「保育の質ガイドライン」として策定していきます。

世田谷区保育理念

- ・すべての子どもたちは、幸せに生きる権利があります。
- ・子どもにとって最初の保育者は保護者(あなた)です。
- ・世田谷区(わたしたち)は一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、保護者(あなた) とともに保育を通しての福祉に努めます。

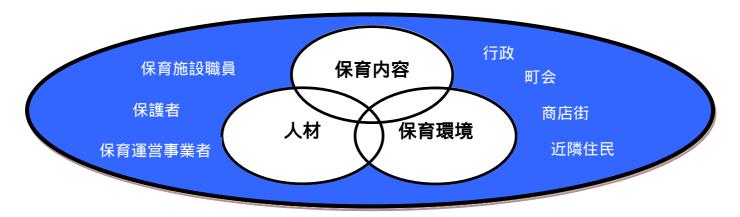
世田谷区保育方針

- ・命の大切さ、生きる力をはぐくみます。
- ・保護者(あなた)とともに、心豊かな子育てを目指します。
- ・地域の社会資源を活かし、地域の子育て力の向上に努めます。

2.保育の質を構成する要素

世田谷区では、平成21年度に「保育の質の向上委員会」を実施し、様々な保育関係者が話し合いを重ねた結果、保育の質は、次の3つの要素から構成されると定義しました。

保育施設職員や運営事業者、保護者、行政、地域等が、これら3つの要素について理解し、保育の質を支えていくための指針として、このガイドラインを策定していきます。



【 人 材 】…保育資格、専門性、技術・知識、人間性等に関すること

【保育環境】…職員配置、施設整備、安全確保、基盤整備等に関すること

【保育内容】…保育目標、保育計画、健康・安全、保護者支援等に関すること

3.世田谷区の取り組み

現在、「保育の質」を確保、向上させるために、世田谷区は以下のような取り組みを行っています。

保育運営に関する区独自の基準の主な項目や取り組み

現在運営している認可保育園においては、国の最低基準に区独自の項目を上乗せし、 ~ の全ての基準(ただし については0歳児保育実施の場合のみ)に基づき保育環境を整備している事業者に運営費の上乗せをしています。

職員配置: 国の基準に基づき保育士(資格有り)を10割配置し、かつ1歳児5人に対し 保育士1人配置(国基準 1歳児6人に対し保育士1人配置)

0歳児保育実施園においては、保健師(看護師)1人の配置及び調理員の1人上乗せ配置 面積基準: 0歳児保育室 1人当たり5㎡以上(国基準 3.3㎡)

また、認証保育所は東京都の基準、保育室は世田谷区の基準に基づき運営をしており、区は運営費を助成しています。

保育所整備・運営事業者決定時の取り組み

認可保育所及び認証保育所の整備・運営事業者の決定にあたっては、学識経験者を含む3~5 名の委員会を組織し、以下のとおり評価・審査を行っています。

(1) 審査内容

委員会において、「法人」、「現在運営している施設の状況」、「これから整備・運営する保育 所」に関して評価し、総合的な審査を行っています。

書類審査	財務状況を含む法人の運営状況、運営している保育所等の指導計画・保育日誌等、運営している保育所等の保育内容、新設する保育所の提案内容などについて、提出された書類に基づき、審査を行っています。
現地調査	現在運営している保育所等に赴き、実際に現場で実践されている保育、設定されている保育環境、実施されている給食や食育などについて、審査を行っています。
ヒアリング審査	法人の経営層や施設長候補者に対して、保育観や保育現場で認識している 課題と対応、新設する保育所の実現性などに関して、ヒアリングし、審査 を行っています。

(2) 重視している評価の視点

「保育所保育指針」「世田谷区保育理念」「世田谷区保育方針」を理解した上で、世田谷区において新たな保育所を運営する意欲と熱意を有し、保育の質を維持・向上できる事業者であることを基本とし、以下の視点を重視して、評価を行っています。

事業者の理念	児童福祉の理念・公共性・公益性を持ち、社会的使命を担っている事業者
	一であること。
事業の安定性・継続性	運営にあたっての安定性・継続性が担保されていること。
運営管理体制	保育現場や客観的な外部の意見を取り入れるなど、民主的な運営がなされ
	ていること。
保育の質	子ども本来の発達・育ちを重視し、子どもの視点に立った優良な保育を実
	施しており、世田谷区の保育理念についても理解していること。
人材の確保・育成	計画的な職員採用・人材育成により、質の高い職員が確保されていること。

保育所開設までの支援に係る取り組み

事業者決定から保育所開設までの間、より深く世田谷区の方針や地域性を理解していただき、 円滑に保育所の運営を開始できるよう、支援を行っています。

(1) 保育所整備・運営事業者決定時の指摘事項の改善

審査・選定時に、保育内容等に関する課題などが指摘された場合、事業者決定における附帯条件や留意事項を、法人の経営層や施設長候補者に伝え、保育所開設前にそれらの条件や留意事項に対応できるように準備していただいています。

(2) 開設前研修等の支援

必要に応じ、保育所開設前に新設保育所で働く予定の職員を区立保育園で実地研修として 受け入れ、新設保育所の職員間でその経験を共有していただいています。

今後、「世田谷区保育の質ガイドライン」を共有していただくことや区内の社会資源等について把握していただくために、開設前の支援をより充実させていく予定です。

多様な保育サービスへの支援

現在、区内には多様な形態の保育施設があり、それぞれの特性・特色を活かした保育を提供しています。数多くの子どもたちが保育を受け、多くの家庭が安心して子育てできる環境を確保するために、すべての保育施設でよりよい保育が展開されるよう、様々な支援を行っています。

(1)専門職による巡回指導相談

保育課内に専門職(保育士・看護師・栄養士)を配置し、区内保育施設を不定期に訪問して 日頃の保育内容を見学し、保育内容や衛生管理、子どもの様子や健康状態などを保育施設の方 と共に確認し、保育内容の充実のため必要に応じてアドバイスを行っています。

(2)人材育成

世田谷区は、学識経験者等からの最新の保育情報解説や危機管理研修、保育実践等の研修、 個人情報保護などの運営管理の研修など、様々な研修を主催、実施しています。

研修の中にはグループワークを多く取り入れ、保育施設職員間で情報を交換し、様々な保育の形態や考え方を学ぶことができるよう工夫しています。

(3)保育ネットワーク

世田谷区独自の取り組みとして、世田谷区内5地域で、様々な保育施設が支えあい、保育の質の向上に取り組むことが重要であるという共通認識のもと、自発的・自主的に保育ネット(保育施設のネットワーク)の活動が行われています。

この保育ネットで情報と専門性を共有し、地域の保育施設や関係機関が支えあうことで、保育の質の向上への取り組みがよりいっそう高まると考え、保育ネットの取り組みを側面から支援しています。

(4)情報共有・外部評価

定期的に園長会や事務連絡会等を開催し、区の事業等の進捗状況の説明や保育所間の情報共有の場を設定しています。また、第三者評価の定期的な受審や保育所の自己評価などを促進し、全ての保育施設が世田谷区全体の保育の質の向上に協力して取り組んでいけるよう支援しています。

4.世田谷区保育の質ガイドラインの具体的視点(例)

- ・これらの視点は、認可保育所整備・運営事業者の審査における評価基準のうち、審査会で議論となることが特に多かったものをまとめたもので、「保育の質ガイドライン」の策定に向けてのたたき台として作成したものです。
- ・ここに記載されている内容が、「保育の質ガイドライン」の全ての内容ではありません。

【人材】

職員の体制

保育運営におけるリーダーシップを発揮するにあたり、施設長・主任保育士の経験年数や年齢が適切である。 職員の経験年数や年齢等について、均衡が取れている組織体制となっている。

栄養士や保健師、看護師などの専門職を配置している。

雇用の安定性

保育所の基準配置職員数を、有資格者かつ期限の定めのない雇用による常勤職員で満たしている。

職員が安定して働き続けることができる労働条件(給与水準・休暇制度等)が整備されている。

職員が自己啓発やリフレッシュできるよう労働環境(人員配置・休憩室の確保等)が整備されている。

職員のワークライフバランスに関する視点を持ち、具体的な取り組みが実践されている。

職員の育成・職員参加

職員が通常業務内において、内部・外部に限らず、研修に参加する機会を十分に確保している。

保育所の自己評価や保育士の自己評価など、日ごろの保育を定期的に振り返る機会を設けている。

園内研修の実施内容は、園内における事故や子どもの成長発達などの事例に基づく内容を含んでいる。

職員からの提案を保育内容や保育環境の向上・改善のために活かす仕組みや体制が整っている。

一人ひとりの子どもの発達状況、保育目標、保育の実態について話し合うための会議を、定期的かつ必要に 応じて開催している。

【保育環境】

衛生管理・安全管理

園内の清掃が行き届いており、保育室・トイレ等の清潔が保たれ、おもちゃなどの子どもたちが使用する備品類の消毒が行われている。

子ども一人ひとりに個別のふとんやタオルが用意され、手洗い指導などの健康教育が行われている。

保育室内の設備・備品・物品等の配置等について、危険箇所を職員間で把握し、安全管理が徹底されている。 感染症等の発生に備えて、職員間で感染防止に向けての対応について共通理解し、いつでも対応できるよう 備品類を整えている。

子どもの発達を促す支援を行う環境

子どもたちが自由に手にとって遊ぶことができるおもちゃ、遊びこむことができる時間の配慮、自由な遊び コーナー等、子どもの自主性、自発性を尊重する工夫がされている。

外気に触れ、自然を感じ、体を動かす技能を発達させるための運動を行うことができ、かつ、子どもが安心 して遊べる安全面に配慮された園庭が設定されている。

年齢・発達別の配慮や一人ひとりの子どもの生活リズムに応じた午睡を行っている。

乳児の保育環境について、月齢や発達に配慮した乳児専用の空間が設けられているなど、乳児が安心して落ち着いた生活を送るための特別な配慮がなされている。

園生活を楽しく快適なものにする工夫

菜園やプランターの植物等、生活の中で緑を楽しむことができる工夫など身近な自然と関わることができる 取り組みがされている。

積極的に散歩や園外保育を実施し、商店街や他施設等を含む地域との交流を図るなど、社会と関わることができる取り組みがされている。

音楽・絵画・遊戯等の多様な表現活動を経験でき、更に継続して活動できるような環境設定がされている。

子どもの生活空間において、家具や調度品等に手作りのものや天然素材等を取り入れるなどの工夫がなされている。

子ども同士が楽しく団欒しながら食事をする環境が整っている。

【保育内容】

保育士等現場職員の資質

子ども一人ひとりの発達、置かれている状況を把握した上で、子どもが安定感と信頼感を持って行動できるような姿勢で保育している。

子どもの発達や地域の特性をとらえて職員全体で保育の計画をたて、計画に基づいた保育を実践し、実践後は保育の評価を行い、次の計画に反映させている。

一人ひとりの子どもの状況に合わせながら、排泄、着替え等の基本的な生活習慣を身に付けることができるような支援をしている。

その日の子どもの様子や保育における安全管理等について、保育者同士がアイコンタクトやちょっとした声掛けなどのコミュニケーションにより組織的に保育が実践されている。

子どもの表現しようとする姿や話の内容を十分に認め、適切な言葉で応えながら、わかりやすく話せるように援助している。

乳児保育を行うにあたって、一人ひとりの目を見ながら授乳し、ゆったりと話しかけながらオムツ換えをしている。

障害児や配慮を要する子どもに対して、必要に応じて個別指導計画を立てて保育を実践し、行政機関、専門 機関及び保護者との適切な連携が取れている。

給食の状況

子どもたちがおいしそうに、楽しみながら給食を食べている。

食事摂取基準等に従い、乳幼児の健全な発育・発達の実態に沿った、栄養バランスのいい給食が提供されている。

温かいものは温かいうちに、冷たいものは冷たいうちに食事ができるなど、献立の趣旨にかなった適切な温度で子どもの食事のタイミングにあわせて給食が提供されている。

子どもの視点に立った計画に基づき、クッキング保育、栽培、収穫したものを食べる等の食育活動を実施している。

乳児の授乳や食事に関して、子どもの個々の状況や生活リズムに合わせて提供されている。

子育て支援・地域との交流

地域における子育て支援の拠点となるために、地域の家庭を対象とした育児講座の開催、子育てに関する講習会への職員派遣等などの子育て支援事業に積極的に取り組んでいる。

保育園の活動や行事に地域住民等に参加してもらうなど、子どもが職員以外の人と交流できる機会を確保している。

文化施設などの周辺施設・町内会・地元商店街等と連携する等、子どもが活動範囲を広げるための取り組みを行っている。

子どもの成長の連続性を保障するため、子ども同士の交流や職員間の情報交換など、小学校との連携の取り組みを行っている。

5. 保育の質の向上のための今後の取り組み

世田谷区では、全ての保育施設が子どもを中心とした保育を実践することができる子ども・ 子育てにやさしい社会を目指しています。

新制度下においても、「子どもが輝く参加と協働のまちせたがや」を実現するため、保育施設とともに事業者・保護者・地域・行政が共通認識の下、それぞれが自らの役割を果たし、協力し、保育の質の向上に取り組むことが必要と考え、保育の質ガイドラインを策定していきます。

事業者の役割

保育環境の整備を行う 労働条件・労働環境・報酬等の安定を図る 保育士の専門性を高める意欲を支援する 保護者の必要とする情報を公開する 施設間で連携できる環境を整備する

保護者・地域の役割 子どものための保育を理解する 保育における専門性を理解する 情報を収集し適正に利用する 保育に協力し、参加する 子どもの安全を見守る 保育施設職員の役割 保育に意欲的に取り組む 子どもの気持ちを理解する 子どものための保育を実践する 保護者を支援する 地域に根ざした保育施設運営を行う

世田谷区の役割

世田谷区の理念・方針を明示する 専門性を高めるための機会を提供する 施設間の連携を強める仕組みをつくる 保護者の必要とする情報を提供する 事業者、職員、保護者、地域を支える

世田谷区子ども・若者部保育課

保育計画・整備支援担当課 平成 26 年 7 月

